

組合員及びそのご家族様へ

白神森林組合 組合員の資格に係る届出について（お願い）

平素当組合の業務運営につきましては、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

皆様のお陰をもちまして、組合設立から 30 年を経過致しましたが、当組合の組合員名簿に登載されている方々の中には物故者等も多く見受けられ、当該名簿が現況と合わなくなってきたております。

本来、住所の変更、相続または出資持分の譲渡があった場合もしくは組合員資格を失った場合または脱退する場合には、当組合の定款第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条の規定に基づいて届出をしていただかなければならないのですが、その手続をされない組合員やそのご家族が増えてきております。

特に、相続に関しては、令和 5 年の定款改正により、相続開始後 1 年以内に手続をされなければ、組合員としての権利義務を継承することが出来なくなってしまいます。

この点につきましては、当組合よりの連絡を欠き周知徹底がなされていなかった点もあろうかと存じますが、近年では、お亡くなりになった組合員名では、住所が存在していても郵便物が届かない事案が多数発生し、組合からの情報も届かない状態になってきており、このままでは現状に沿わないのみか、将来ますます組合員並びにその出資金等が不明確となる恐れがあります。

以上の事情をお含みおき下さり、組合員の情報に変更があった方でこの HP をご覧の組合員の方、又はそのご家族の方は、HP 上のお問合せフォームにてご連絡下さるようお願い申し上げます。

令和 7 年 2 月
白神森林組合 総務課